熊本県アライグマ捕獲従事者の登録等に関する事務取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成１６年法律第７８号。以下「外来生物法」という。） 第１７条の２の規定により、熊本県アライグマ防除実施計画書（以下「計画書」という。）に基づき、アライグマの捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）の登録等に関し計画書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（捕獲従事者の登録申請）

第２条 捕獲従事者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は熊本県アライグマ捕獲従事者登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて捕獲を行う地域を所管する市町村長に申請しなければならない。

（１）運転免許証等本人確認ができるものの写し

（２）わな猟免許を有する者にあっては、狩猟免状の写しもしくは捕獲従事者養成講習会受講者にあっては、修了証の写し

（３）誓約書

（捕獲従事者の登録）

第３条 市町村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者が計画書の要件を満たす者であると認めたときは、当該申請者を捕獲従事者として捕獲従事者台帳に登録するものとする。

（捕獲従事者証の交付）

第４条 市町村長は、前条の規定により登録をしたときは、当該登録をした捕獲従事者に熊本県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者証（以下「捕獲従事者証」という。）を交付するものとする。

（登録の有効期間）

第５条 第３条の規定による登録の有効期間は、当該登録を受けた日から４年後の年度の末日までとする。

（氏名等の変更の届出）

第６条 捕獲従事者として登録を受けた者は、氏名又は住所に変更が生じたときは、速やかに熊本県アライグマ捕獲従事者氏名等変更届（様式第２号）に捕獲従事者証及び運転免許証等変更が確認できるものの写しを添えて管轄する市町村長に届け出なければならない。住所変更に伴い市町村が変更になる場合は、新住所を管轄する市町村長に届け出なければならない。

（捕獲従事者証の再交付）

第７条 捕獲従事者として登録を受けた者は、捕獲従事者証を汚損し、き損し、又は紛失したときは、直ちに熊本県アライグマ捕獲従事者証再交付申請書（様式第３号）に関係書類を添えて発行した市町村長に申請し、捕獲従事者証の再交付を受けなければならない。

（登録の取消し等）

第８条 市町村長は、捕獲従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該捕獲従事者の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の効力を停止することができる。

（１）アライグマの防除に係る捕獲に関し不誠実な行為をしたとき。

（２）わな猟免許を有する者にあっては、鳥獣保護管理法第６４条の規定により、狩猟者登録を取り消され、又はその効力を停止されたとき。

（３）外来生物法、鳥獣保護管理法その他の関係法令又はこの要領、計画書に定める捕獲の実施等に係る事項若しくは県職員及び市町村職員の指示に違反したとき。

２ 市町村長は、捕獲従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該捕獲従事者の登録を抹消するものとする。

（１）計画書の要件を満たさなくなったとき。

（２）当該捕獲従事者から捕獲従事者の登録を辞退する旨の申出があったとき。

３ 市町村長は、第１項の規定により登録を取り消し、若しくは効力を停止し、又は前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該捕獲従事者に通知するとともに、捕獲従事者登録台帳から削除するものとする。

（捕獲従事者証の返納）

第９条 捕獲従事者は、前条第１項の規定により登録を取り消されたとき又は前条第２項の規定により登録を抹消されたときは、直ちに市町村長に捕獲従事者証を返納しなければならない。

（捕獲従事者台帳の整備）

第１０条　市町村長は四半期毎に捕獲従事者台帳を整備し、その写しを翌月の１５日までに地域振興局長等に提出するものとする。

２　地域振興局長は、四半期毎に捕獲従事者台帳を整備し、その写しを翌年度の４月末日までに環境生活部長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和６年１１月１３日から施行する。

附　則

　この要領は、令和７年２月２８日から施行する。